

飯塚市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、飯塚市長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第24条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月7日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉田 健 一

- 1 措置を講じた部署 総務部 総務課、防災安全課、人事課、情報管理課、契約課
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

総務課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 債権者の錯誤について</p> <p>令和3年度本庁舎等樹木管理委託について、受託業者が令和2年度に株式会社への組織変更に伴う名義変更をしていたが、支出負担行為書の作成の際に、誤って債権者を組織変更前の名義で登録し、その支払いを行っていた。また、令和4年度についても同様の処理をしていた。</p> <p>今後は、請求書等の書類確認を徹底し、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>令和3年度については、受託業者から当該業務に係る本市と正当な債権者の金銭授受は終了した旨の申出書の提出を受けた。</p> <p>令和4年度については、支出負担行為書の債権者の修正を行った。</p>
<p>2 CD販売業務委託について</p> <p>飯塚市の歌CD販売業務委託契約において、業務完了後に完了届を提出することと規定しているが、その届出が未提出であった。</p> <p>また、令和3年度の販売実績報告書には残数10枚で報告されているが、在庫管理簿の返却枚数は30枚と記載されているうえ、市の在庫数123部に対し実際は135部が確認されるなど、在庫管理簿と実数が一致していなかった。</p> <p>今後は、適切に提出書類の確認を行うとともに、報告書と在庫数の確認を徹底すること。</p> <p>なお、現在CDの受渡しは口頭のみ行っているが、管理業務において責任の所在を明確にすることは必須と思料することから、受領書等の書類の整備について検討されたい。</p>	<p>当該委託契約について、委託業者から業務完了届の提出を受け、添付した。</p> <p>また、販売実績報告書と在庫管理簿の再確認を行い、在庫管理簿と実数を一致させた。</p> <p>受領書の書類の整備を行い、適正な管理体制を構築した。</p>
<p>3 備品管理について</p> <p>平成30年度定期監査において、備品管理の不備について指摘したところであるが、今回、抽出し確認を行ったところ、台帳に記載されているにもかかわらず既に廃棄したと思われる備品及び名称が「その他」とあるだけで所在不明の備品が確認された。</p> <p>早急に台帳と備品の照合作業を行うとともに、定期的に確認すること。</p> <p>なお、今後、台帳記載に「その他」とある物については、備品が判別できるよう商品名</p>	<p>台帳に記載されているにもかかわらず現存しない備品については、廃棄処理を実施した。今後、名称が「その他」とある物については、備品が判別できるよう商品名や規格を記載し、適正な管理を行う。</p>

<p>や規格を記載されたい。</p>	
<p>4 庁舎等管理委託について 令和 3 年度庁舎等管理委託について、仕様書に報告書の提出を定めているものの未提出のものや保守点検日等の記載漏れと思われるものがあり、履行確認が適切に行われたか疑義がある。 今後は、業務遂行について確認を適切に行うとともに、報告書の内容を精査したのち支払処理を行うこと。 ・本庁舎エレベーター保守点検委託（3 か月点検のうち 8 月分の添付なし） ・有料駐車場保守管理運営委託（年 3 回点検のうち 12 月分の添付なし） ・本庁舎清掃等管理業務委託（雨水・雑排水槽清掃報告書添付なし、臨時清掃記載漏れ）</p>	<p>未提出の報告書については、委託業者から提出を受け、添付した。保守点検日等の記載漏れについても、委託業者が記載を行い、履行確認した。</p>
<p>5 建設業退職金共済掛金確認書について 契約事務取扱要領【設計金額 工事 130 万円以下】によると、工事着手にあたり、提出された建設業退職金共済掛金の収納額を確認することと規定されている。 しかしながら「本庁舎 1 階西側出入口庇上部水切り取付工事」において、工事業者より提出された掛金収納書は、原本ではなくカラーコピーしたものであるうえ、発注者名及び工事名の欄が未記入であり、更に、請負金額が 165,000 円に対し掛金が 360 万円を超えていることから、当該工事の掛金収納書とは考えづらいため、正当に掛金が支払われているか工事業者に確認すべきであったと思料する。 今後、請負業者に対し発注者名及び工事名を記載した原本を提出するように指導するとともに、提出された書類の確認を徹底すること。</p>	<p>請負業者に他の工事と合わせて当該工事の掛金を支払っていたことを確認した。今後は、請負業者に対し発注者名及び工事名を記載した原本を提出するよう指導するとともに、提出された書類の確認を徹底し、適切な事務処理を行う。</p>

防災安全課【局長指摘事項】

<p>検 討 改 善 事 項</p>	<p>措 置 の 状 況</p>
<p>1 補助金の交付について (1) 概算払いを行った補助金の交付後の精算手続きについて 飯塚市会計規則第 56 条第 1 項によれば「概算払いを受けた者は、概算払に係る経費の額が確定したときは、別に定める精算書に</p>	<p>(1) 概算払いを行った補助金の交付後の精算手続きについて 左記の補助金（4 件）の精算手続きについては至急確定通知を作成し、会計課</p>

より精算し、(略)。)、第5項によれば、「第1項の規定による精算の報告を受けたときは、これを精査の上、会計管理者に提出しなければならない。」旨の規定がされている。

しかしながら、下記の補助金(4件)の精算手続きについて、いずれも額の確定通知が作成されておらず会計課での審査も行われていなかった。

中には、精算書類の提出がないものや様式が相違しているものがあったため、補助申請者に対し提出書類の指導を行い、早急に会計課へ確定通知を送付し審査を受けるとともに、今後は会計規則を遵守し適切な事務処理を行うよう是正すること。

【令和3年度分】

- 福岡県交通遺児を支える会補助金
- 更生保護法人筑豊宏済会補助金
- 飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議補助金
- 飯塚保護区保護司会補助金

(2) 補助金交付要綱の見直しについて

防災安全課では、複数の団体へ補助金交付を行っており、それぞれの補助金交付要綱では、補助対象事業の定めはあるものの、具体的な対象費目等が規定されておらず、事業費補助金か運営費補助金かが曖昧となっている。

そのため、補助金交付申請及び実績報告の審査において、事業が補助対象経費として適切に実施されているかの判断ができないものがあった。

適切な補助金審査が行えるよう、具体的な補助対象経費を規定するなど要綱の見直しを行うこと。

- 飯塚検察審査協会補助金交付要綱
- 飯塚保護区保護司会補助金交付要綱
- 飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議補助金交付要綱
- 飯塚市交通安全協会補助金交付要綱
- 福岡県交通遺児を支える会補助金
- 更生保護法人筑豊宏済会補助金

(3) 更生保護法人筑豊宏済会補助金について

更生保護法人筑豊宏済会補助金については、交付実績に基づき審査を行い支給しているが、積算根拠を、合併前である平成12年

での審査を行った。

今後、精算書類の提出がないものや様式が相違しているものについては、補助申請者に対し提出書類の指導を行い、会計課へ確定通知を送付し審査を受ける。

補助金の交付事務を行うにあたっては、会計マニュアルを熟読の上、会計規則を遵守し適切な事務処理を行う。

(2) 補助金交付要綱の見直しについて

補助対象事業の具体的な対象費目を要綱に規定するため、現在、補助金交付先との面談を調整中であり、今後は、令和5年度補助金からの適用に向けて、要綱等の改正を進める。

(3) 更生保護法人筑豊宏済会補助金について

令和6年度以降の補助金については、直近の国勢調査の人口を基礎として積

<p>の国勢調査結果における旧1市4町の人口を基礎としているため、現在の飯塚市における人口と差があり、交付額の妥当性に疑義が生じる。</p> <p>今後、算定根拠資料の提出を求めるなど、補助金額の見直しを検討すること。</p>	<p>算根拠とするように更生保護法人筑豊宏済会と協議を行う。</p>
<p>2 消防団員の報酬の支払いについて</p> <p>消防団員の報酬支払いについては、飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例施行規則第8条により「報酬は、これを2期に区分し、10月及び翌年の4月に支給する。」こととされている。</p> <p>令和3年度上期(4月～9月分)の支払いにおいて、4月に入団した消防団員に対する報酬の支払いがされていなかった。早急に支払いを行うとともに、今後は適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>支払いが行われていない団員の報酬については、財政課と協議の上、今年度の予算で支払うこととし、既に支払いを終えております。</p> <p>来年度からは、アプリ導入による管理となりますが、アプリとデータのダブルチェックにより、支払漏れがないよう努める。</p>
<p>3 消防団員退職報償金の請求について</p> <p>令和3年7月に退団した消防団員に支給される退職報償金について、団員に対しての支払いは行っていたが、市に支払われる消防団員等公務災害補償等共済基金からの退職報償金について、請求が漏れていた。</p> <p>早急に請求手続きを行うとともに、今後は遺漏のないよう事務処理を行うこと。</p>	<p>請求漏れの退職報償金については、財政課と協議の上、今年度の歳入として受け入れることとし、請求を終えて受入済みである。</p> <p>今後は、退職手続きと並行して基金への請求書手続きを行うよう、事務フロー等を作成するなど、遺漏のないよう事務処理を行う。</p>
<p>4 国有林野有償使用契約について</p> <p>地方自治法によれば、自治体予算は年度ごとに作成し、翌年度以降の予算を拘束してはならない(予算単年度主義)旨の規定がされているため、予算の裏付がない複数年の契約は原則的には認められていない。</p> <p>ただし、地方自治法第214条に基づく債務負担行為、あるいは、同法第234条の3に基づく長期継続契約によって、例外的に複数年契約が可能とされている。</p> <p>しかしながら、防災行政無線中継所敷に係る国有林野有償使用契約について、予算の裏付なく、3年間の借地料を定めた契約を締結し、支出していた。</p> <p>このことは、前回の定期監査において指摘しており、措置状況で「本契約は国の様式による契約であるため、今後は長期継続契約なども含め国の担当部署と協議を行い法令に基づいた適切な事務処理を行っていきま</p>	<p>国の様式による契約書にて契約していることから、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約について、国の担当者との協議を行い適切な処理を進める。</p>

<p>す。」との回答をうけているものの、その後の令和2年9月及び令和3年4月からの契約はいずれも、長期継続契約や債務負担行為の措置が取られていなかった。</p> <p>今後、法令に基づいた適切な処理を行うこと。</p>	
---	--

人事課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 住居手当の事後確認について</p> <p>飯塚市職員の住居手当支給規則第9条によれば、「現に支給を受けている住居手当の月額が適正であるか随時確認するものとする。」旨の規定がされていることから、職員より確認書類の提供を受け、家賃支払状況の確認を行っているが、一部に確認が取れていないものが見受けられた。</p> <p>家賃支払状況の事実確認は、住居手当支給の重要な根拠となるものであるため、確実に事務処理を行うこと。</p>	<p>家賃支払状況の事実確認について、一部確認が取れていなかった受給者から事実確認を行った。</p> <p>また、確認作業の進め方に関する課内事務フローを作成した。</p>
<p>2 条例等改正による様式変更の周知徹底について</p> <p>往復公用車使用による旅行命令（依頼）書については、飯塚市職員等旅費条例施行規則第5条第3項及び様式第3号（第5条関係）に規定されている。</p> <p>同規則は、令和3年1月に一部を改正する規則が施行され、旅行命令書様式が号繰上げとなったこと、及び令和4年4月に一部を改正する規則が施行され、旅行命令書様式の命令承印欄が削除されたことから、改正後様式を使用する旨を全庁へ周知すべきであったが、周知が行われていなかった。</p> <p>人事課は旅費に関する指導的立場であるため、規則等の改正により様式等が変更となる場合には、全庁へ周知徹底を行うべきであると思料する。</p> <p>また、人事課の旅行命令（依頼）書を確認したところ、改正後様式を使用せずに、令和3年1月の規則改正以前の様式を使用していた。今後は、規則に則った様式を使用すること。</p>	<p>改正後に周知すべきところを行っていなかったため、指摘後、すぐに対処し令和4年10月20日付で周知を行った。</p> <p>課内の旅行命令書様式を以前のまま変更せず用いていた件については、指摘後すぐ改正後の様式に切り替えた。</p>

情報管理課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 備品管理について</p> <p>平成30年度定期監査において、備品管理の不備について指摘したところであるが、今回、抽出し確認を行ったところ、台帳に記載されているにもかかわらず、既に廃棄したと思われる備品や名称がその他の情報処理機器とあるだけで所在不明の備品が確認された。</p> <p>早急に台帳と備品の照合作業を行うとともに、名称が「その他～」とある物については、商品名や規格を記載し、適切な備品管理を行うこと。</p>	<p>監査指摘後、早急に台帳と照合し、現存しない備品については、廃棄処理申請をおこなった。契約課の処理が完了次第、資料の提出をおこなう。</p> <p>また、名称が「その他の情報処理機器」等の備品については、該当するすべての備品の名称を変更した。</p>

契約課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 規則の整備について</p> <p>飯塚市物品管理規則について、令和元年11月8日政令第156号により、地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用条文が繰下げ変更となっている。</p> <p>しかしながら、同規則第1条において、「第173条の3」とすべきところが「第173条の2」のままであった。</p> <p>速やかに規則の整備を行うとともに、今後は、関係法令の制定改廃に十分注意し、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>指摘を受け、飯塚市物品管理規則の一部改正を行った。</p>
<p>2 共通物品の管理について</p> <p>飯塚市物品管理規則に基づき、全庁用の共通物品を購入し、各課からの申請書を審査の上、保管する物品より支給を行っているが、受払簿を確認したところ、支給数について随時記載はされているものの、在庫確認が徹底されておらず、帳簿上と現物の在庫数が相違しているものがあつた。</p> <p>今後は、定期的に受払簿と現物を照合し在庫確認を行うなど、適正な物品管理を行うこと。</p>	<p>全庁用の共通物品について、これまで随時申請、随時払出しを行っていたため、在庫管理が難しい状況にあつた。</p> <p>指摘を受け、令和4年11月払出し分より払出日を月2回に限定し、申請入力の期限を払出希望日の1週間までに設定する等、払出方法の変更を行い、在庫確認しやすい体制づくりを構築した。</p>
<p>3 物品の売払いについて</p> <p>車両の売払いにおいて、本来であれば入札価格に消費税額を加算し請求すべきところ</p>	<p>車両の売払い事務において、見積り合わせ後、売払いの決定についての所属長</p>

を、誤って税抜き金額で請求し納付させた後に、請求誤りによる不足分として落札業者1社（3件）に対し追加請求を行っていた。

このことは、前回の定期監査においても同様の指摘を行っており、適正な売払い事務が行われているか疑義が生じる。

今後は、決裁時の確認を徹底するなど、誤った請求をすることがないように、慎重な事務処理を行うこと。

の決裁を受ける際に納付書案を添付することとし、適正に事務処理が行えるよう是正した。